

## ■議案第62号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

### 【要旨】

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日より施行となっているが、関係する地方税法施行令・施行規則の改正が遅れ、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることに伴い関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

### 【地方税法施行令・施行規則改正内容等の主なもの】

(1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し(平成28年10月から)  
特別徴収制度の課題であった次の項目の見直しがされた。

- ① 年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合に本徴収額(10・12・2月)と仮徴収額(4・6・8月)に差が生じ、差が生じると翌年度以降も平準化できない。
- ② 町外に転出した場合に特別徴収ができない。
- ③ 税額が変更になった場合は特別徴収が停止となる。

| 現 行                                                                                                                                                         | 改 正 後                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{仮徴収額} = \text{前年度分の本徴収額} \div 3$ $(4 \cdot 6 \cdot 8 \text{ 月})$ $\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$ $(10 \cdot 12 \cdot 2 \text{ 月})$ | $\text{仮徴収額} = (\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3$ $(4 \cdot 6 \cdot 8 \text{ 月})$ $\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$ $(10 \cdot 12 \cdot 2 \text{ 月})$ |

具体例(25年度に医療費控除が大きく税額が少なかった場合)

| 年度 | 年税額      | 現 行              |                    | 改 正 後            |                    |
|----|----------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|
|    |          | 仮徴収額<br>(4・6・8月) | 本徴収額<br>(10・12・2月) | 仮徴収額<br>(4・6・8月) | 本徴収額<br>(10・12・2月) |
| 24 | 60,000 円 | 10,000 円         | 10,000 円           | 10,000 円         | 10,000 円           |
| 25 | 36,000 円 | 10,000 円         | 2,000 円            | 10,000 円         | 2,000 円            |
| 26 | 60,000 円 | 2,000 円          | 18,000 円           | 6,000 円          | 14,000 円           |
| 27 | 60,000 円 | 18,000 円         | 2,000 円            | 10,000 円         | 10,000 円           |

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が2年連続同額で平準化されていく

(2) 金融・証券税制における金融所得課税の一体化の推進

金融所得課税については、所得税法の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）において、金融所得課税の一体化を推進することとされた。また、税制抜本改革法においては、金融所得課税については、20%の本則税率が適用されること

を踏まえ、平成２４年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。

今回の改正は、金融所得課税の一体化を推進するため、金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算範囲の拡大など金融所得課税の見直しに伴う規定の改正が行われた。

具体的内容の主なものとして、平成２８年１月１日以降に支払われる特定公社債等の利子等及び譲渡所得等については、非課税の対象から除外し、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算を可能とした。

#### 【条例改正の内容】

- ① 公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収(条例第４７条の２、第４７条の５関係) 平成２８年１０月１日施行  
納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴い、賦課期日後に転出した特別徴収対象年金所得者の除外規定を削除
- ② 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例(条例附則１６条の３関係) 平成２９年１月１日施行  
「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が追加されたことによる規定の改正
- ③ 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例(条例附則第１９条) 平成２９年１月１日施行  
「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う規定の改正
- ④ 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例(条例附則１９条の２) 平成２９年１月１日施行  
「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い規定を新設
- ⑤ 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等課税の特例(条例附則第１９条の２) 平成２９年１月１日施行  
単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除  
同じように１９条の３、１９条の４、１９条の５、１９条の６、２０条、２０条の２、２０条の３、２０条の５も削除
- ⑥ 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例(条例附則２０条の４) 平成２９年１月１日施行

「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによる規定の改正

【今回の改正に伴う住民への影響等】

公的年金等から町民税を特別徴収されている方について、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収制度が見直されたことにより、現行制度では課税額が前年度の課税額と大きく変動した場合に、本徴収額と仮徴収額に大きな差が生じていたが、この差額を平準化するための改正であり、年金からの特別徴収額が年間を通じて平準化されることになることから、年金支給月における年金の受取支給額が大きく変動しないことになる。

また、税額が変更になった場合や町外に転出した場合は、現行は特別徴収が中止され普通徴収となるが、改正により特別徴収を継続できることになり、納付書での支払いの必要が無くなる。

ただし、年金支給保険者の大規模なシステム改修のため平成28年10月以後の特別徴収から適用となる。

金融所得課税に係る改正については、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要なため、金融所得間の課税方式を均衡化すること、また、損益通算範囲を拡大することを目指し、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税の見直しを行ったものであり、金融商品の投資に対して選択の範囲が広がると考えている。

また、上場株式等の配当等・譲渡所得等については10%(所得税7%・住民税3%)の軽減税率が平成15年度より導入されたが、平成25年度末で終了し本則税率20%(所得税15%・住民税5%)となるが日本版ISAが26年より導入されることとなり、これを利用した配当・譲渡所得は非課税となる。

◎改正により、「公社債等」の内「特定公社債等」の利子所得等及び譲渡所得等を、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に加え、これらとの損益通算ができるようになった。

※ 特定公社債等 ⇒ 特定公社債・公募公社債投資信託の受益権・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のもの

※ 特定公社債 ⇒ 国債、地方債、外国国債、外国地方債、会社以外の法人が特別の法律により発行する社債、公募公社債、上場公社債他